

子育て支援行動計画

岩舟町教育委員会

総 論	
1 目 的	1
2 計画期間	1
3 計画の対象となる教職員	1
4 計画の推進体制	1
具体的な内容	
1 制度の周知	1
(1) ハンドブックの作成・配布	
(2) 教職員の意識改革	
2 教職員の勤務環境に関する事項	
(1) 妊娠中及び出産後における配慮	1
(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進	2
(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等	2
ア 育児休業制度及び部分休業制度等の周知	
イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成	
ウ 育児休業等を取得した教職員の円滑な職場復帰の支援	
(4) 時間外勤務の縮減	3
ア 深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに早出遅出勤務制度の周知	
イ 一斉定時退庁日等の実施（事務局職員等）	
ウ 業務の簡素合理化の推進	
(5) 休暇の取得の促進	3
ア 年次休暇の取得の促進	
イ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進	
(6) 人事異動についての配慮	4
(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の 是正のための取組	4
3 その他の次世代育成支援対策に関する事項	
(1) 子育てバリアフリー	4
(2) 子ども・子育てに関する地域活動の支援	4
(3) 子どもとふれあう機会の充実	5

総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、教職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、同法第19条の規定に基づき本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

本計画は、平成17年10月1日から平成22年3月31日までを計画期間とし、今後概ね3年ごとに見直すものとする。また、本計画に掲げている数値目標は、平成21年度の達成目標とする。

3 計画の対象となる教職員

この計画は、岩舟町教育委員会事務局、学校以外の教育機関及び町立小中学校の教職員を対象とする。

計画の推進体制

（1）本計画を効果的に推進するため、学校長等を構成員とした行動計画推進委員会を設置し、各年度の計画実施状況を点検するとともに、計画の推進策の検討・実施、必要に応じて計画の見直し等を行うものとする。

構成：教育長、学校長、学校教育課長、社会教育課長

役割：計画の周知、推進、実施状況の推進、計画の見直し

事務局：教育委員会学校教育係

具体的な内容

1 制度の周知

（1）ハンドブックの作成・配布（平成17年度から実施）

休暇制度等に関するハンドブックを作成し、教職員全員に配布する。教職員及び所属長は、配布された資料をよく読んで普段から理解を深め、妊娠している職員や子育てをしている教職員が各種制度を利用できるよう、コミュニケーションを通じて職場の環境づくりを行う。

事務局職員等町費負担職員については、岩舟町休暇等ハンドブックを利用する。

（2）教職員の意識改革

ハンドブック等を通して、職場優先（子育てより仕事を優先）の環境や固定的な性別役割分担意識（子育ては全て母親の仕事）の是正を進める。

2 教職員の勤務環境に関する事項

（1）妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後の女性教職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限等について育児・介護休業法、労働基準法により保護されている。育児休業・休暇を取得等、ハンドブックを参考に制度の適切な利用に努める。

実施時期：平成17年度から

職場における喫煙対策の徹底等を通じて、受動喫煙による健康被害防止措置を進める。

実施時期：引き続き実施

妊娠中の教職員に対しては、原則として、超過勤務を命令しない。

実施時期：平成17年度から

妊娠中の教職員の健康や安全に配慮し、必要があれば業務分担の見直しを行う。

実施時期：平成17年度から

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

父親となる教職員の配偶者の出産に係る特別休暇(2日又は3日)及び年次休暇を併せて連続5日以上の子どもの出生時における父親の休暇を取得することに努める。

実施時期：平成17年度から

育児には家族のサポートだけでなく、職場のサポートも必要である。教職員が出生時の連続休暇を取得しやすくするため、必要に応じて応援体制を作る。

実施時期：平成17年度から

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業制度及び部分休業制度等の周知

ハンドブックを通して、制度の周知を図るとともに、特に男性教職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

実施時期：平成17年度から

子どもを持つこととなる教職員から出生予定の申し出があれば、所属長等から個別に制度の説明をする。併せて、育児休業等を取得する際に業務に支障がないように補充・代替要員の確保などにより教職員が安心して育児休業を取得できるよう配慮する。

実施時期：平成17年度から

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい職場環境の確保・雰囲気醸成

育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに当該職場において業務分担の見直しを行う。

実施時期：平成17年度から

所属長は、ハンドブックを利用して育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

実施時期：平成17年度から

ウ 育児休業等を取得した教職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は職場から長期間離れることになるので、職場復帰に対して不安になりがちである。職場の所属長、同僚等は緊密な連携を図り、育児休業中の教職員に対し適宜情報提供を行うなどスムーズな職場復帰を支援する。

育児休業から復帰した教職員は、業務に慣れるための努力と、仕事と子育ての両立のため最も大切な時期となることから、業務分担等について職場全体でサポートする。

実施時期：平成17年度から

以上の取り組みを通じて育児休業等の取得率を

男性職員 100% (出産に係る特別休暇の取得を含む)

女性職員 100% (1年以上)

(4) 時間外勤務の縮減

ア 深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに早出遅出勤務制度の周知

小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに早出遅出勤務の制度について周知徹底を図る。

実施時期：平成17年度から

イ 一斉定時退庁日等の実施

中央公民館の休館日に合わせ、定時退庁日とし、所属長が率先して定時退庁を行う。

(定時退庁日：毎週月曜日)

実施時期：引き続き実施

学校においては、その実情に合わせて実施

実施時期：平成18年度から

ウ 業務の合理化の推進

新たに事業等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の事業(教育委員会、各学校全体で配慮)との関係を整理し、簡素・統合・合理化可能な事業は合理化し、廃止可能な事業は廃止する。

実施時期：平成17年度から

所属長等は、事務分掌・校務分掌の見直し、進め方に常に配慮し、教職員一人ひとりが業務・校務の効率的な遂行に努め、積極的に改善の提案を行うことによって、組織として高い執行力を発揮しつつ、事務の簡素化が図られるよう務める。

実施時期：平成17年度から

会議・打合せ等については、資料の事前配布を行うなど、短時間で効率よく行うよう心掛ける。

実施時期：平成17年度から

エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発

事務局職員等町費職員については、岩舟町の行動計画に従う。

学校の教職員については、所属長を中心として自主的、計画的、積極的に超過勤務の縮減に取り組む。

実施時期：平成17年度から

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

事務局職員等町費職員については、岩舟町の行動計画に準じる。

職場のコミュニケーションを図り、妊娠中の教職員、子育て中の教職員はもちろん職場全体で年次休暇を取得しやすい職場の環境づくりを行う。

実施時期：平成17年度から

取り組みを通じて、教職員1人当たりの年次休暇取得日数割合を80%(平均16日)に達成するよう努める。(目標達成年度：平成21年度)

イ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

事務局職員等町費職員については、岩舟町の行動計画に準じる。

「子の看護のための休暇」(特別休暇)の周知に努め、子どもの突発的な病気や負傷の際に

は、希望者全員が休暇を取得できるよう職場全体で支援する。

実施時期：平成 17 年度から

所属長は、子育て中の教職員が緊急に休暇を取得する必要が生じた場合は、速やかにバックアップ体制を敷き、休暇を取得しやすい体制を整える。また、各教職員は全ての教職員が突発的に休暇を取得をせざるを得ない状況は起こりうることを前提に、普段から情報の共有化などお互いに協力しあえる職場づくりに努める。

実施時期：平成 17 年度から

*** 子の看護のための休暇**

小学校就学の始期に達するまでの子(その子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日まで)を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合：1 の年度において 5 日の範囲内の期間

(6) 人事異動における配慮

事務局職員等町費負担職員については、岩舟町の行動計画に従う。

学校の教職員については、毎年提出される身上報告書(転退希望調書)や所属長(校長)とのヒアリングをもとに子どもの養育の状況等に応じて、可能な範囲で人事異動についての配慮を行う。

実施時期：平成 17 年度から

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場における実質的な男女平等が実現されるよう、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法等に基づき、ハンドブック等を作成し、意識啓発や情報提供を行うとともに男女平等意識の醸成に努める。

実施時期：平成 17 年度から

セクシャルハラスメントの防止のための研修会を開催する。

実施時期：平成 17 年度から

3 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

教育委員会事務局、学校以外の教育施設においては、市町村合併等の動向に配慮しつつ、施設利用者等の実情を勘案して、改築等の機会をとらえ授乳室やベビーベッドの設置などについて検討する。

実施時期：平成 17 年度から

子どもを連れた人が気兼ねなく来校、来館できるよう、親切、丁寧な対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

実施時期：平成 17 年度から

(2) 子ども・子育てに関する地域活動

普段から児童生徒の育成に係わっている教職員は、子どもの健全育成・子育てに関する地域活動に積極的に参加できるよう支援する。また、所属長は周囲の教職員と相談し地域活動に参加しやすい、また参加するための休暇の取得がしやすい職場の雰囲気づくりに努める。

実施時期：平成 17 年度から

交通事故から子どもを守るため、業務中の公用車の運転等においては交通法規を遵守し、安全運転に努めるよう全教職員に呼びかける。また、運転手に対しては安全運転に関する研修の受講を推進する。

実施時期：平成17年度から

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や非行防止活動等への教職員の積極的な参加を支援する。

実施時期：平成17年度から

(3) 子どもとふれあう機会の充実

福利厚生事業など親子で参加できる行事の機会をとらえて家族全員が参加できるようにする。

実施時期：平成17年度から

子育て支援行動計画推進委員会設置要綱

岩舟町教育委員会

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)第19条第1項に基づく次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画(以下「岩舟町子育て支援行動計画」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、子育て支援行動計画推進委員会(以下「行動計画推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 行動計画推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法に定める行動計画の実施状況の点検及び進行管理に関すること。
- (2) その他行動計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 行動計画推進委員会は、町立小中学校長、学校教育課長、社会教育課長を構成員とする。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校教育課長をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 行動計画推進委員会は、委員長が招集し、議長を務める。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 行動計画推進委員会の庶務は、学校教育課学校教育係において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、行動計画推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。